

次の感染症危機に備えるための対応の具体策について

本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」が決定された。感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備をはじめとする感染症法等の改正や内閣感染症危機管理統括庁（仮称）の設置など、本年6月に決定された「対応の方向性」を具体化するものであり、新たな仕組みが実効性あるものとなるよう、現場を担う都道府県としても、国と一体となって感染症に強い国・地域社会づくりに取り組んで参りたい。

政府におかれては、内閣感染症危機管理統括庁（仮称）や、いわゆる日本版 CDC の創設にあたり地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みの導入や、財政力の不足によって必要な対策を講じられないという事のないよう必要かつ十分な財政措置を講じていただくことを含め、地方と十分に協議し、その意見を汲み取った上で詳細な制度設計を行っていただくことを強く求める。

令和4年9月2日

全国知事会会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会社会保障常任委員会委員長

福島県知事 内堀 雅雄